

居宅介護等従業者資格の一覧

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	京都市移動支援			
	身体介護	家事援助	障害程度区分4・5	障害程度区分6	身体介護を伴う	身体介護を伴わない		視覚	全身性	知的	精神
介護福祉士，実務者研修	○	○	○	○	○ (実務経験1年以上※2)	○ (実務経験1年以上※2)	○※5 (実務経験2年以上)		○	○	○
居宅介護職員初任者研修課程，看護師等， (改正前)居宅介護従業者養成研修1・2級課程	○	○	○	○	○ (実務経験1年以上※2)	○ (実務経験1年以上※2)	○※5 (実務経験2年以上)		○	○	○
介護職員初任者研修課程，(改正前)介護職員基礎研修， (改正前)訪問介護に関する1・2級課程	○	○	○	○	○ (実務経験1年以上※2)	○ (実務経験1年以上※2)	○※5 (実務経験2年以上)		○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修課程， (改正前)居宅介護従業者養成研修3級課程	30%減算	10%減算	○	○	30%減算 (実務経験1年以上※2)	10%減算 (実務経験1年以上※2)			○	○	○
(改正前)訪問介護に関する3級課程	30%減算	10%減算	○	○	30%減算 (実務経験1年以上※2)	10%減算 (実務経験1年以上※2)			○	○	○
重度訪問介護従業者 養成研修課程	基礎課程	重訪単価※4	10%減算※4	○					○		
	追加課程，統合課程	重訪単価※4	10%減算※4	○	○				○		
同行援護従業者養成研修一般課程					○	○		○			
国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等					○	○		○			
行動援護従業者養成研修課程							○(実務経験1年以上) 30%減算(実務経験1年以上2年未満)			○	○
(旧)日常生活支援従業者養成研修課程	重訪単価※4	10%減算※4	○	○					○		
(旧)視覚障害者外出介護/移動介護従業者養成研修課程					○ (実務経験1年以上※2)	○ (実務経験1年以上※2)		○			
(旧)全身性障害者外出介護/移動介護従業者養成研修課程			○※1	○※1					○		
(旧)知的障害者外出介護/移動介護従業者養成研修課程							○(実務経験1年以上) 30%減算(実務経験1年以上2年未満)			○	○
京都府視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程					○	○		○			
京都市視覚障害者移動支援従事者養成研修課程					○	○		○			
京都市全身性障害者移動支援従業者養成研修課程									○		
京都市知的障害者移動支援従業者養成研修課程										○	○
京都市全身性障害者移動支援従業者短期養成研修課程									○※3		
京都市知的障害者移動支援従業者短期養成研修課程										○※3	○※3
市長が認める養成研修											次ページ参照

- ※1 重度訪問介護の移動介護を提供できる。 (平成27年4月改訂)
- ※2 平成30年3月31日までの間は実務経験不問(同行援護従業者養成研修一般課程修了者とみなす。)
- ※3 セミヘルパー型，放課後型及び通学支援型のみ従事可能。
- ※4 早朝・深夜帯や年末年始などにおいて，一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。なお，身体介護については概ね40分以上のサービス提供が必要。
- ※5 平成30年3月31日までの経過措置。